

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十二号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和二十三年広島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第四十三条第一項第四号」を「第四十条第一項第四号」に、「第八号」を「第七号」に改める。

第五条第十号中「第三十五条第二項又は法第四十一条第一項」を「第三十三条第一項又は第三十五条第二項」に改める。

第六条を次のように改める。

（身分証明書の様式）

第六条 法第九十四条第七項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

附則の次に次の様式を加える。

(別記)
様式 (第 6 条関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
写真 ちよう付	
所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生
平成 年 月 日 交付	
広島県知事	印

この証明書を携帯する者は、消費生活協同組合法 (昭和 23 年法律第 200 号) 第 94 条第 1 項から第 5 項までの規定による検査をする職員であることを証明する。

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

消費生活協同組合法抜粋

- (行政庁による検査)
- 第 94 条 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
- 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
 - 行政庁は、共済事業を行う組合の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
 - 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。
 - 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。
 - 第 1 項から第 5 項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 第 1 項から第 5 項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。